

# 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法に関する防犯上の配慮事項を示すことにより、犯罪の起こりにくい道路等の普及を目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとするもの（以下「設置者等」という。）に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。この趣旨は、条例におけるこの指針の関連条文についても共通である。
- (3) この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。また、この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、関係者と協議し、特に犯罪の防止に配慮が必要な道路等を選定の上、実施するよう努めるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 配慮すべき事項等

### 1 道路

- (1) 道路の構造等を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道柵、植栽等により歩道と車道を分離する。
- (2) 道路における見通しを確保するための措置をとる。
- (3) 地下道等で犯罪発生の危険性の高い箇所においては、必要に応じ、非常ベル等を設置する。
- (4) 防犯灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）の照度を確保する。

### 2 公園

- (1) 植栽については、園路に極力死角をつくらないように配置し、見通しを確保するため、下枝のせん定等の措置をとる。
- (2) 遊具の選定及び配置については、周囲から見通すことができない空間を作らないように配慮する。
- (3) 夜間、通路としての日常的利用が想定される園路は、照明灯等により、人の行動を視認できる程度以上（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）の照度を確保する。
- (4) 園内に公衆便所を設置する場合は、次のことに配慮する。
  - ア 園路又は道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置する。
  - イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）の照度を確保する。
  - ウ 非常ベルその他の非常警報装置を各個室等に設置する。

### 3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周を柵等により周囲と区分する。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者等がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造とする。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にはミラー等を設置する。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理する。
- (5) 地下又は屋内の駐車場については、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）の照度を確保する。

### 4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周を柵等により周囲と区分する。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者等がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造とする。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等を設置する。
- (4) チェーン用パーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置を講じる。
- (5) 駐車のために供する部分の床面において、3ルクス以上の照度を確保する。

## 第3 その他留意すべき事項

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講じる。